

三次市教育委員会議案第 19 号

教職員の懲戒処分について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項第 4 号及び三次市教育長に対する事務委任規則第 1 条第 7 号の規定により，県費負担教職員の懲戒処分について，別紙のとおり提案する。

平成 22 年 10 月 1 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基